

○皇學館大学大学院教務内規

（目 的）

第1条 この内規は、皇學館大学大学院学則（以下「学則」という。）における規定のうち、教務に関する必要な事項の補足を目的とする。

（試 験）

第2条 大学院における試験の取扱いについては、皇學館大学試験規程の規定を準用する。

（留年生の修了）

第3条 博士前期課程及び修士課程における2年次留年生、又は博士後期課程における3年次留年生（在学継続者を含む）で、次の各号の一に該当する者は、本人の申請により春学期修了（秋学期入学の場合は秋学期修了）をもって学位の取得を認める。

- (1) 休学等により修業年限不足の者が、春学期修了時（秋学期入学の場合は秋学期修了時）で、必要在学期間を満たした場合
- (2) 修了要件の単位のうち、春学期開講科目（秋学期入学の場合は秋学期開講科目）の単位を未修了の者が、当該単位を修得した場合
- (3) 修了要件のうち、博士前期課程及び修士課程において修士論文を、又は博士後期課程において博士学位請求論文を未修了の者が、指定された期日に提出し、最終試験を合格した場合

（秋学期入学）

第4条 学則第15条の規定により博士前期課程又は修士課程に秋学期入学ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国籍を有する者で、本大学院において授業を受けるに足る日本語能力を有し、次のいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - イ 日本において、外国人留学生として大学を卒業した者
 - ウ その他、本大学院においてア又はイに準ずると認められた者
- (2) 日本国籍を有する者で、外国において正規の教育制度に基づく教育機関において最終学年を含め2年以上継続して在籍し、入学時において日本に帰国後2年以内で、次のいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - イ その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 学則第15条の規定により博士後期課程に秋学期入学ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国籍を有する者で、本大学院において授業を受けるに足る日本語能力を有し、次のいずれかに該当する者
 - ア 外国において、修士の学位を授与された者
 - イ 日本において、外国人留学生として修士の学位を授与された者
 - ウ その他、本大学院においてア又はイに準ずると認められた者
- (2) 日本国籍を有する者で、外国において正規の教育制度に基づく教育機関において最終学年を含め2年以上継続して在籍し、入学時において日本に帰国後2年以内で、次のいずれかに該当する者
 - ア 外国において、修士の学位を授与された者
 - イ その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

3 秋学期入学試験の実施は、博士前期課程及び修士課程においては国文学専攻及び教育学専攻において、博士後期課程においては国文学専攻において行う。

（内規の改廃）

第5条 この内規の改廃は、皇學館大学大学院委員会が行う。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。